

サークル規約

第1条 (名称)

本会は、「Overlanders Touring Club」(以下、本サークル)、通称を「O.T.C」と称する。

第2条 (趣旨)

本サークルは、同じ趣味を持った仲間が集団で走行する環境を設けることで、メンバーがお互いを刺激し合い、高めあえる環境、仲間との出会いを大切にする環境を提供している。本規約は、メンバー個人のマナーアップとサークルの関わり方を明記したものである。

第3条 (目的)

本サークルは、メンバー相互の親睦を図り、ツーリングを通して地域の自然を肌で感じ、魅力を発信することで社会に貢献する。

また、ツーリングに挑戦したいと思える環境や楽しめる環境を提供する。

第4条 (活動内容)

本サークルは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ① サークル走行会 (ツーリング)
- ② サークルホームページによる情報発信
- ③ メンバー交流会 (以下、ミーティング)
- ④ その他、本サークルの目的を達成するために必要な活動

第5条 (組織)

本サークルは、以下のメンバーで組織する。

- ① 最低限のバイクマナーを遵守できること
- ② 危険な走行、速度超過を行わず交通法規を遵守できること
- ③ 任意保険に加入していること
- ④ 電子タバコを含む喫煙者でないこと
- ⑤ 本サークルが掲げる趣旨および目的に賛同し、自発的に参加できる方
- ⑥ 最低、年一回はサークル活動へ参加できる方
- ⑦ サークルの運営に積極的に参加できる方
- ⑧ ツーリングを心の底から楽しいと感じることができる方
- ⑨ 本サークルの仲間と仲良く一緒にツーリングを楽しめる方
- ⑩ 安全を最優先してのんびり走行できる方
- ⑪ サークルコンセプトに適した方
- ⑫ 性別は問わないが、安全確保のため入会時の年齢が22歳から49歳までである事。
- ⑬ 事故等での緊急連絡先(氏名・続柄・本人の住所・血液型など)を提示できる方。

第6条 (車両)

本サークルへの参加車両は以下の条件を満たすものとする。

① 51cc 以上 250cc 以下の車両

② 代表より許可を得た車両

ただし以下の条件に当てはまる参加車両は、参加を認めない

① 違法改造車

② 族車または、族車と思われるような車両

第7条 (解散)

本サークルは、運営の継続が不可能となった場合、発起人であるサークル代表の指示によって本会を解散させることが出来る。

第8条 (会費)

運営にかかる経費を徴収する。

第9条 (新規メンバー)

新規メンバーは代表による面談により承認される。

また第5条の項目をクリアしなければならない。

第10条 (メンバー期間)

メンバーである期間は毎年1月1日から1年間とし、申告がない場合は自動更新するものとする。

ただし、以下の場合はメンバー期間の自動更新を見送る。

① 1年間、本サークルの活動に参加しなかった場合。

② サークルの活動中、本サークルの運営に支障をきたす行為を行った場合。

③ 50歳になる月を迎えた場合

第11条 (申出によるメンバー資格の更新)

メンバー資格が自動更新されないメンバーは、代表の審査によりメンバー資格の更新を認める。

ただし、以下の場合は自然退会および強制退会となる。

① 過去に更新を認めたが、猶予があったにもかかわらず、1年間活動に参加する意思がない場合。

② メンバー資格更新の申告を行わない場合。

第12条 (退会)

メンバーは、申告することによって期間に関係なく任意で退会することが出来る。

第13条 (強制退会)

以下の場合は、メンバー本人の意思に関係なく退会させることが出来る。

① 1年間サークル活動への参加がない場合

② サークルの運営に支障をきたす行為を行った場合

③ 公序良俗に反する行為を行った場合

④ 宗教や教派、宗派および教団に関する会話や活動を行った場合

⑤ 政治・選挙、美容健康、保険関係などの会話や勧誘、ストーカーと見られる行為

を行った場合

- ⑥ マルチ商法、またはそう思われる商法の勧誘・活動を行った場合
- ⑦ 反社会勢力でないこと、または周りに威圧的な態度や服装でないこと
- ⑧ メンバーおよび代表が当該メンバーのメンバー資格の自動更新を認めない場合
- ⑨ 入会後に追加となった規約・会則に従わない方
- ⑩ その他、上記に相当する行為を行った場合

第14条 (サークルデー)

本サークルでは、別途定める日をサークルデー（活動日）と定める。

サークルデー（活動日）の設定基準は、以下の通り

- ① 毎月1回のサークルデー（活動日）を設ける
- ② 土曜日あるいは日曜日をサークルデー（活動日）とする
- ③ 土曜日開催と日曜日開催の割合は公平になるよう配慮する
- ④ その他、臨時走行会が行われる日もある。

第15条 (走行会実施可否の判断)

荒天等による走行会実施可否の判断は代表者に委ねるが、無理をしないよう安全を最優先にすること。

以下2つ以上に該当する状況であれば、本サークルは延期または中止する。

- ① 降水確率が40%以上
- ② 予報に雨のマークがある
- ③ 予報に雪のマークがある
- ④ 前日が雨天で、当日の走行直前の現地の路面状況がドライでない。
- ⑤ 走行中（完走するまで）に降雨または降雪の可能性がある

第16条 (走行会への参加)

走行会に参加するメンバーは、以下のことを把握した上で参加を認める。

- ① 走行会出発前までに、点検や整備を必ず実施し、交通安全に心がける。
- ② 指定された場所に、指定された時間に集合すること
- ③ 指定された時間に集合できない場合は、速やかに代表に連絡する
- ④ 現地までの交通費等の必要経費は、参加者の自己負担とする
- ⑤ レンタルバイクを利用する場合は、集合時間までに手続きを済ませて集合すること
- ⑥ 走行中はヘルメット（半帽ヘルメットは不可）の着用を義務づけ、安全に走行すること
- ⑦ 走行中、最低限のプロテクターを着用のうえ、安全に走行すること
- ⑧ 万が一の時に備えて保険証、身分を証明するもの、緊急連絡先の携帯を必須とする
- ⑨ 体調管理や補給は各々で行うこと

- ⑩ メンバー間での安易なバイクの貸し借りや試乗等を行わない。やむを得ないバイクの貸し借りや試乗はメンバー間でお互いに保険の適用になるかどうか確認してから行う。保険が適用になるか不明なとき、これを行わない

第17条 （臨時走行会）

次の条件を満たす場合は臨時走行会としてみなし、サークル活動とすることが出来る。

- ① サークルが定める活動スケジュールに無い日程で開催される走行会
- ② 全メンバーに開催を周知して、メンバーの参加がある走行会
- ③ その他、企画の内容や走行会の雰囲気によって、メンバーがサークル活動として認めた走行会

第18条 （サークル活動以外の走行会）

メンバー個人が企画する（サークル活動として行わない）走行会について、サークル内での参加者の募集を行うことは可能だが、走行会に関する規定は企画者に委ねる。

外部イベントへの参加については、本サークルのチームジャージを着用しての出場や走行も可能だが、自己の責任と交通法規の遵守を徹底し、メンバーとして恥じない行動を心がけること。

第19条 （部外者の参加）

部外者が本サークルの活動へ参加する場合、本サークルからの制約は求めない。

この際の部外者とは、メンバーの親や子、友人とする。

第20条 （部外者の特例条件）

本サークルメンバー（誘う者）と部外者（誘われたもの）は以下のことを把握した上で参加を認める。

◎部外者（誘われた者）

- ① チームの一員として、活動と一緒に楽しむこと。
- ② 本サークルは活動中の事故や転倒によるバイクの破損、また本人または被害者が死亡した際や医療費が発生した際の全責任を負わない。

◎サークルメンバー（誘う者）

- ① 誘った以上、段取りを含めて部外者を管理・指導すること。
- ② サークルに損害が発生した場合は、誘った自身も関わること。

第21条 （ミーティングの開催）

ミーティングはメンバー間の親睦を深めることを目的として適宜開催する。

その他、幹事の呼びかけで必要に応じて開かれるものとする。

第22条 （ミーティング内容）

ミーティングでは、以下の事項について話し合う。

- ① サークルの運営方針についての意見交換。
- ② 今後の活動や走行会についてメンバー間の情報共有
- ③ その他、話し合っておくべき事項

第23条 （個人情報の取り扱い）

本サークルでは、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、メンバーの個人情報の保護に万全を尽くす。

また個人情報の管理は一括してサークル代表が行う。

第24条 （個人情報の収集）

本サークルでは、次のような場合に必要な範囲で個人情報を収集することがある。

- ① 本サークルへのメンバー登録
- ② 本サークルへのお問い合わせ
- ③ その他サークルの運営に必要な場合

第25条 （個人情報の開示や訂正等）

本サークルは、メンバーからの自己情報の開示や訂正、削除などの要請があった場合、確実に応じる。

またメンバー資格を失効した場合も速やかに削除する。

第26条 （個人情報の利用目的）

本サークルでは、取得した個人情報を第三者に開示または提供することはないが、次の場合は除く。

- ① メンバー本人からの同意がある場合
- ② 警察からの要請など官公署からの要請の場合
- ③ 法律の適用を受ける場合

第27条 （変更・細則）

この規約のほか、本サークルの詳細はメンバーの承認を得ることで変更できるものとし、変更する内容は役員に一任する。

役員は、できる限りメンバーの意見を反映させるよう努力する。

第28条 （その他）

サークル以外での SNS などに参加メンバーの写真や氏名・個人を識別できるものを投稿する場合、毎回本人に許可を得ること。

メンバー間での金銭の貸し借りをしないこと。

第29条 （免責事項）

- ① 本サークルでの活動中（移動時を含む）に生じた事故や怪我等に関していかなる場合でも本サークルおよび代表は一切の責任を負わないものとし、各自の自己責任とする。各メンバー間の損害賠償請求についてはこれをあらかじめ放棄する。
- ② 本サークル活動中にメンバー間および第三者に損害や怪我を与えた場合について、本サークルは責任を一切負わないものとする。
- ③ 各メンバー間のトラブルによる損害賠償請求については本サークルは責任を一切負わないものとする。

(付則)

① 本サークルの所在

住所：宮崎県宮崎市

② 役員の詳細

2020 年は、サークル代表が運営を行う。

③ 本規約の施行日

この規約は、承認された翌日から施行する

本規約施行日：2020 年 7 月 1 日